

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 建築基準法による道路位置の指定の取消し……………
…（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）…
- 建築基準法による道路の指定……………（同）…
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（二件）……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除（二件）……………（環境局多摩環境事務所環境改善課）…
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定……………（建設局道路管理部監察指導課）…

告示

- 東京都告示第五百三十一号
建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり取り消した。
なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。
令和七年四月十日

東京都多摩建築指導事務所長

茂 木 竜 一

取消しに係る道路の種類
取消年月日
取消しに係る道路の位置
取消しに係る道路の延長及び幅員（単位メートル）

法第四十二条第一項第五号の規定による道路
令和七年三月二十五日
青梅市野上町二丁目十六番二の二
延長
二五・〇〇
幅員
四・〇〇

●東京都告示第五百三十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第四十二条第一項第四号の規定により、次のとおり道路を指定した。
なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和七年四月十日

東京都多摩建築指導事務所長

茂 木 竜 一

指定に係る道路の種類
指定年月日
指定に係る道路の位置
指定に係る道路の延長及び幅員（単位メートル）

法第四十二条第一項第四号の規定による道路
令和七年三月二十六日
あきる野市野辺字川原千二百五十五番九十六
延長
一一三・九〇
幅員
六・〇〇

●東京都告示第五百三十三号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお

り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。
令和七年四月十日

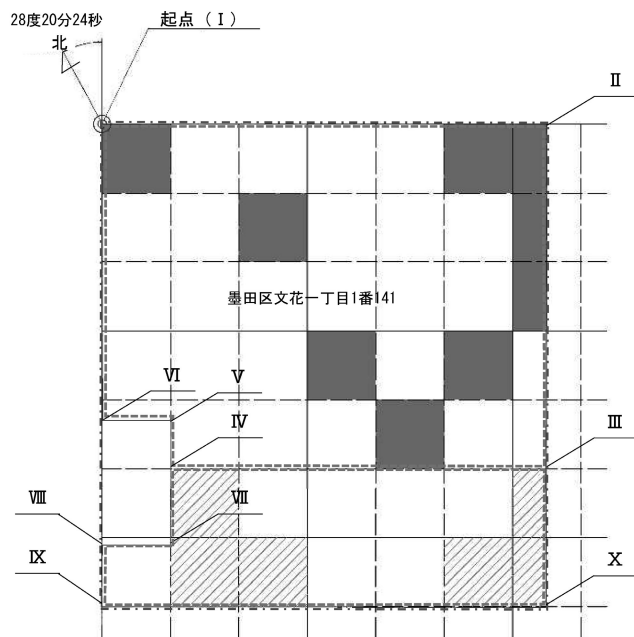
東京都知事

小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（墨田区文花一丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物

別 図



【凡例】

- ◎：起点
---：単位区画
---：筆境界
---：敷地境界
---：調査範囲
■：形質変更時要届出区域（令和6年東京都告示第657号で指定した区域）
▨：形質変更時要届出区域（この告示により指定する区域）

【起点】

起点は、次の座標とする。
（X座標：-32314.525、Y座標：-864.933）

【格子の回転角度（28度20分24秒）】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

座 標 一 覧 表

世界測地系

No.	X	Y
I（起点）	-32314.525	-864.933
II	-32345.401	-807.688
III	-32389.373	-831.488
IV	-32363.301	-879.828
V	-32357.161	-876.495
VI	-32352.388	-885.288
VII	-32372.985	-885.085
VIII	-32368.212	-893.878
IX	-32376.080	-898.259
X	-32407.051	-841.057

測量法（昭和24年法律第188号）の規定によって、世界測地系座標計算により作成した。

●東京都告示第五百三十四号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年四月十日

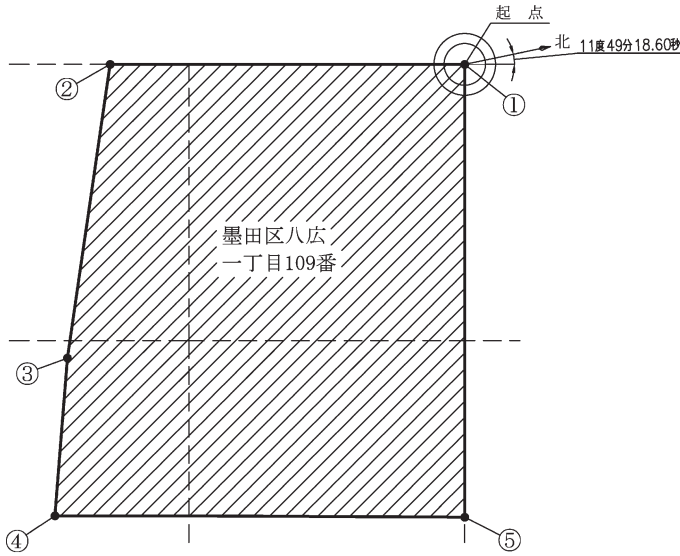
東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（墨田区八広一丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、クロロエチレン、一・二ジクロロエチレン、トリクロロエチレン、鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物並びに鉛及びその化合物

別 図



座標は、測量法（昭和24年法律第188号）の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

【起点】
起点は、座標（X=-30908.717、Y=-780.812）とする。

【凡例】
---：単位区画
——：調査対象地
▨：形質変更時要届出区域

【格子の回転角度（11度49分18.60秒）】
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【座標】		
地点	X	Y
①	-30908.717	-780.812
②	-30921.294	-783.444
③	-30924.990	-773.349
④	-30926.601	-767.851
⑤	-30912.076	-764.759

●東京都告示第五百三十五号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定により、令和六年東京都告示第九百四十一号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第五項において準用する同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年四月十日

東京都知事 小 池 百合子

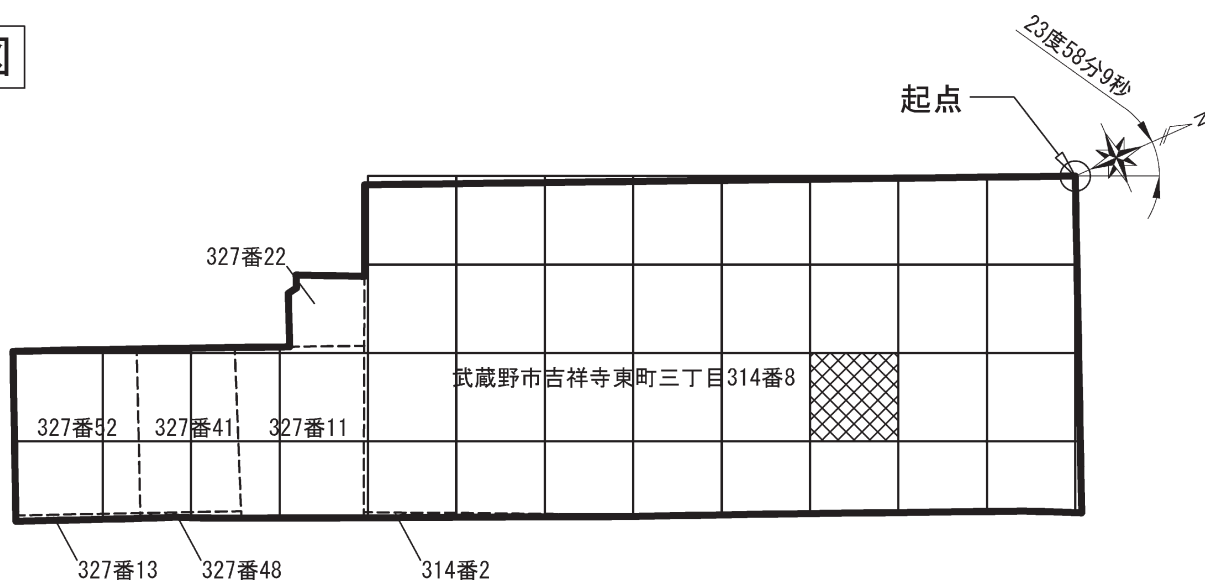
一 指定を解除する区域 別図のとおり（武蔵野市吉祥寺東町三丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



凡例

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- 指定を解除する区域

起点

起点は、武蔵野市吉祥寺東町三丁目314番8の最北端とする。

格子の回転角度（23度58分9秒）

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第五百三十六号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和六年東京都告示第九百四十二号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年四月十日

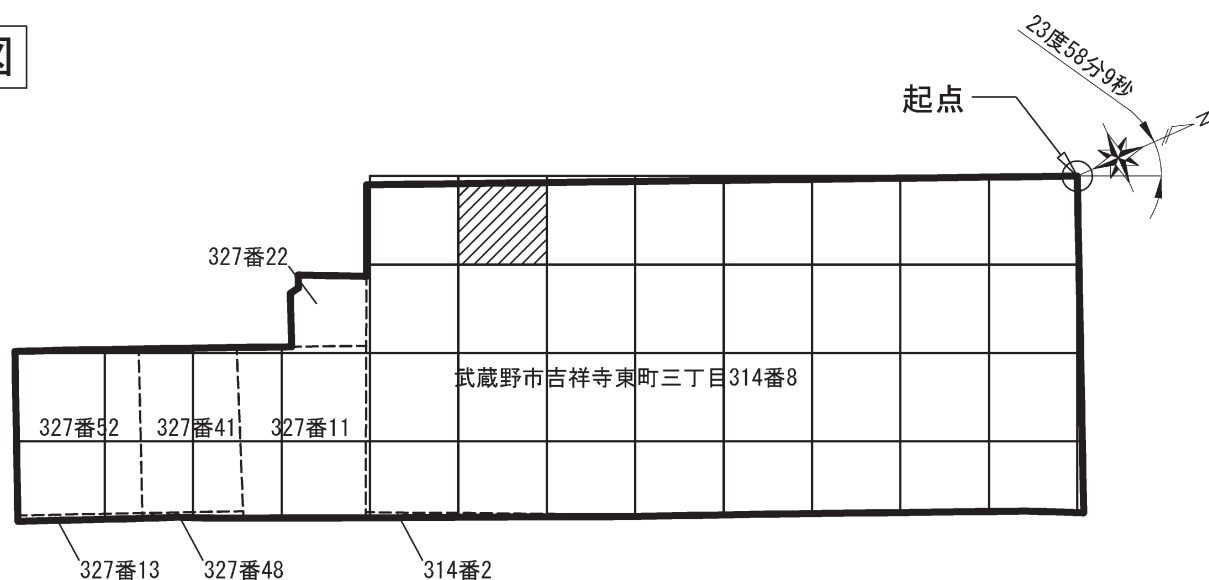
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（武蔵野市吉祥寺東町三丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



凡例

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- ▨ 指定を解除する区域

起点

起点は、武蔵野市吉祥寺東町三丁目314番8の最北端とする。

格子の回転角度（23度58分9秒）

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第五百三十七号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定する。

令和七年四月十日

東京都知事 小 池 百合子

一(一)路線名

都道立川所沢線

二(二)指定する区間

立川市幸町三丁目十番三地从先から同市若葉町三丁目三番一地先まで

三(三)指定の概要

別図表示(1)のとおり

二(一)路線名

都道杉並あきる野線

二(二)指定する区間

立川市若葉町一丁目五番八地从先から同市幸町四丁目三十八番一地先まで

三(三)指定の概要

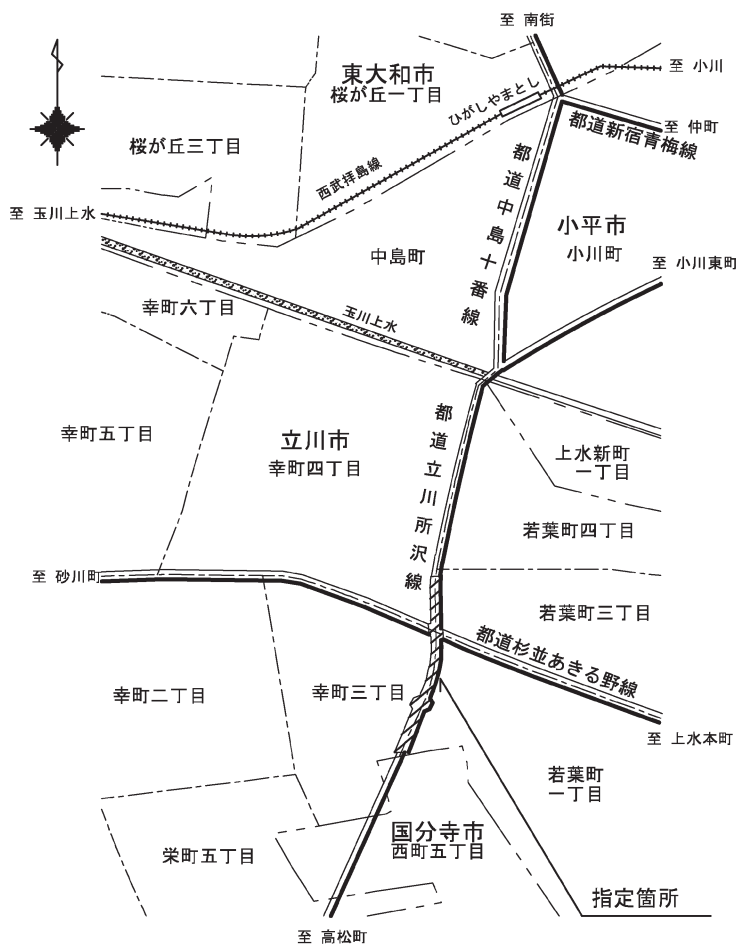
別図表示(2)のとおり

別図

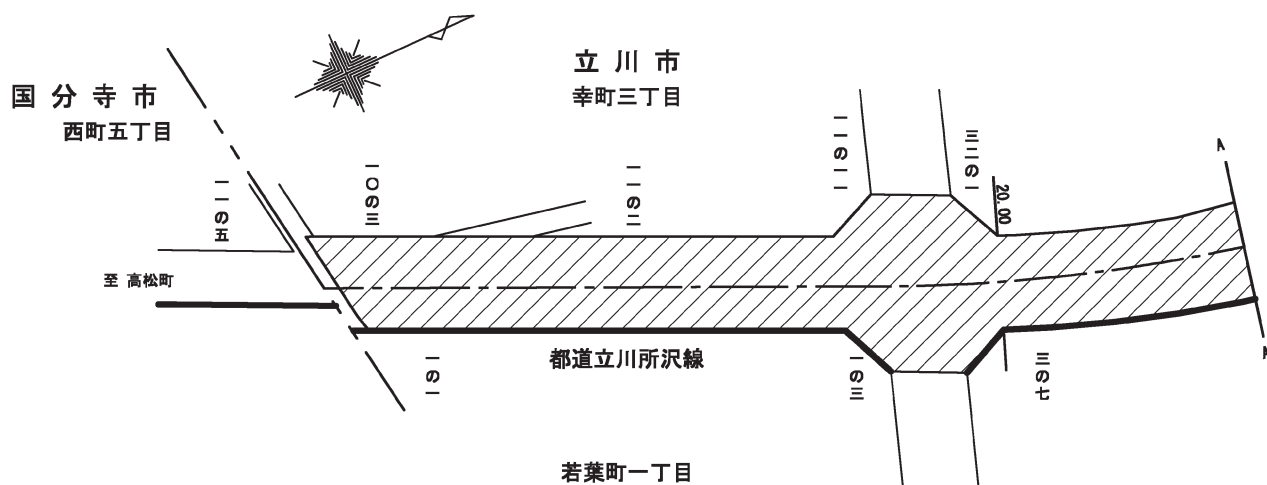
電線共同溝を整備すべき道路の指定略図
都道立川所沢線
都道杉並あきる野線
立川市幸町三丁目～若葉町三丁目



- (1) 都道立川所沢線 延長 四〇五・二九メートル
(電線共同溝予定名称 立川所沢・四号)
- (2) 都道杉並あきる野線 延長 二四・一八メートル
(電線共同溝予定名称 杉並あきる野・十一号)



(1) 都道立川所沢線



発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む) 三〇円

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

